

惣而火事之刻、道具之かた付を專にいたし、火を防申事次にいたし候故、類火も有之躰に候條、兼々堅可被申付事。
一、火事之刻、町中より水を持寄者共、道に而水をこぼし候而、懸候時分も遠々よりなげ懸候故、火には懸り不申躰に候間、町同心・町下代・町足輕共見計、猥無之様可被申付事。

一、水を持寄候儀、町中を四つにわけ、詰取口を極置、無油斷罷出候様に、兼々可被申付置事。

一、火事之刻、役人之外むざと火本を入込候儀、此跡より茂御停止候處、雜人共多入込、火消番衆足まとひに成候由に候條、急度被相改候様、御横目を申渡候事。

右之通可被得其意候。火之用心之儀は人々爲に候間、手前切に無油斷火之用心可仕旨、町人共にも能致合點候様、可被申付候。委細御横目衆に可被相談候。以上。

丑正月十六日 寄 合

町奉行衆

一八 町役御免屋敷拜領之者等覺

町人屋敷拜領并町役銀地子銀御赦免人々

釜屋 寒 雉

天正十年高德院様御代、七尾に而屋敷拜領仕に付、代地御當地に而拜領。

豆腐屋 太右衛門

寛永二十年陽廣院様御代、親太右衛門御豆腐被仰付、唯今は御豆腐上不申候得共、屋敷拜領。

諸橋 權 進

高德院様御代、能大夫就被仰付、先祖拜領之爲代地、萬治三年祖父甚吉以來屋敷拜領。

波吉 左 平次

寛永三年微妙院様御代より、能大夫就被仰付、親伊右衛門以來屋敷拜領。

木屋 勘右衛門

天和二年御劔就被仰付、屋敷拜領。

金屋 喜 四郎

瑞龍院様御代、御墨附頂戴諸役御赦免、町役之分町中より餘荷、元祿十三年十一月廿八日銀座役申渡。

淺野屋次郎兵衛

寛永二十年陽廣院様御代より、上使宿就被仰付、親一古以來諸役御赦免、町役之分町中より餘荷。

竹屋 十 助

寛文二年御劔就被仰付、親十助以來地子銀御赦免。

碓屋 加右衛門

寛文三年御劔就被仰付、親加右衛門以來町役御赦免、町中より餘荷。

碓屋 加兵衛

寛文三年御劔就被仰付、町役御赦免、町中より餘荷。

碓屋 次郎九郎

慶長元年より祖父次郎九郎御劔就被仰付、地子銀御赦免被成候所、段々病死仕時分、御赦免中絶候儀も御座候得共、當次郎九郎先規之通御用相勤申に付、延寶四年より地子銀御赦免。

茜屋 理右衛門

延寶四年茜染御用就被仰付、町役御赦免、町中より餘荷。

元祿十三年より地子町の家買罷越候付、地子町有之内は町中餘荷無之筈。

貞享二年町年寄役就被仰付、町役御赦免、町中より餘荷。

平野屋 半 助

貞享四年町年寄役就被仰付、町役御赦免、町中より餘荷。

紙屋 庄三郎助

元祿十一年町年寄役就被仰付、町役御赦免、町中より餘荷。

金屋 九郎兵衛

元祿十一年町年寄役就被仰付、町役御赦免、町中より餘荷。

本吉屋 彌右衛門

銀座就被仰付、天和三年より夜番・亭主番・立番御赦免、町中より餘荷。

越前屋 吉兵衛

銀座就被仰付、元祿五年より夜番・亭主番・立番御赦免、町中より餘荷。

木屋 五 兵衛

元祿六年御劔就被仰付、地子銀御赦免。